参考様式第5－1号

神　経　西　第　215　号
令　和　8　年　8　月　14　日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長　久元　喜造

市町村名 （市町村コード）	神戸市 （28100）
地域名 （地域内農業集落名）	櫨谷地区 （池谷集落）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年8月14日 （第7回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

・現在、池谷地区では、主食用水稲と飼料米のほか、家庭用の野菜栽培などの近郊農業が行われており後継者が不在である農地は比較的少ない。
・農家の大半が兼業農家のため、作業が休日しかできないため水稲しかつくれない。
・高齢化により急勾配な法面の草刈り作業が困難である。また、草刈り作業の回数に対して、人手が不足しており、農作業ができない。
・農地面積が小さいこともあり、作業効率が悪く水稲では収益が見込めない。
・耕作放棄地からの雑草や山からの竹の侵食により、農業の作業や田畑の管理に悪影響が出てきている。
・多面的機能交付金を活用して修繕すべき箇所は効率的に改善している。
・新しい農業機械を購入することや既存機械の修理が難しい。機械が壊れると農業を続けることが困難である。
・水路やパイプラインが古くなってきており、定期的な修繕や管理などが必要であるものの資金的に厳しくなってきている。
・アライグマによる農作物の被害やモグラが畔を壊すといった鳥獣被害も増えてきた。
・燃料や肥料などの資材費が高騰している。

（2）　地域における農業の将来の在り方

・水稲や飼料米を主要作物としつつ、軟弱野菜や家庭用作物の生産を行う。
・担い手に集約をすすめつつ、地区内外から更に新規就農者や農業法人を募り、地域全体の耕作地を利用できる仕組みの整備を検討する。
・草刈り作業を軽減するために、効果的な除草剤や草刈り機を導入する。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積		26.0　ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26.0　ha
	（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
・耕作できなくなった農地など段階的に集約化していき農地の団地化や面積の拡大を図りつつ、新規就農者や企業の農業への参入をすすめていく。
（2）農地中間管理機構の活用方針
・農地バンクに貸し付けを行いながら、営農をする人のためのエリア「農地エリア」と今後農業を続けることが難しい「保全地エリア」の棲み分けを行い、段階的に集約化をすすめる。
（3）基盤整備事業への取組方針
・次の世代が安心して農業ができるように、パイプラインの点検整備は怠らないようにする。 ・農地の集約・大区画化を目指し、耕地整理やほ場整備といった基盤整備の検討をはじめる。また、沿道の市街地化や住宅地といったゾーニング計画も同時に検討する。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
・面識の無い方への貸し借りは不安があるため、関係機関と連携をしながら新規就農者の発掘と受け入れを行う。 ・機械などの共同購入や作業の受託などを促進しながら、担い手の事業の持続拡大を支援する。 ・地区内就農者が農業の新たな取組を相談や勉強ができるような勉強会などを開催する。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じて、草刈りや耕作等の作業委託を検討する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④畑地化・輸出等	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨耕畜連携等	□	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。